

平成19年11月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 大石 智

平成19年(ネ)第3345号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成18年(ワ)第26596号)

平成19年11月14日口頭弁論終結

判 決

東京都 [REDACTED]

控 訴 人 大 釜 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 控 訴 人 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 白 井 晶 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。

ただし、訴えの一部取下げにより、原判決主文1項中控訴人に係る部分を「控訴人は、被控訴人に対し、1020万円及びこれに対する平成18年12月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」と変更する。

- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じ被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 争いのない事実等、争点及び当事者の主張については、次のとおり付け加え

るほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、控訴人以外の原審被告らのみに関する部分を除く。）。

なお、被控訴人は、当審において、損害賠償請求権の元本のうち36万円については弁済があったとして訴えを一部取り下げ、元本1020万円とこれに対する遅延損害金の支払いを求める旨に請求を減縮した。

2 控訴人の当審における補足的主張

控訴人は、名目的な取締役であり、実質は原審被告アドバントレード（以下「アドバントレード」といい、他の原審被告についても冠記を省略する。）で働いている従業員にすぎなかったし、未公開株式の売買についての営業活動も担当していなかったから、実質的経営者である月形の行為については是正措置を執るのは困難であった。また、控訴人は、グリッドが上場間近であって、株式会社ポニーキャニオンが同社に出資したこと等を後藤から聞いたので、同社が上場できると信じていた。したがって、控訴人が他の取締役の行為について取締役としての監視権を発動しなかったとしても、そこに悪意又は重過失があるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は、認容すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、控訴人以外の原審被告らのみに関する部分を除く。）。

2 控訴人の当審における補足的主張に対する判断

控訴人は、実質的には従業員にすぎなかったし、後藤からの説明によりグリッドが上場間近であると信じていたから、取締役として被控訴人に対し責任を負うような重過失はないと主張する。

しかしながら、控訴人の原審における主張によっても、アドバントレードが

グリッドの株式を譲渡する会社として活動を開始するに際して、控訴人は取締役役に就任し、15人ほど営業担当者がある規模の同社において、他の従業員よりも多めの報酬を得ながら活動していたというのであるから、代表取締役等が従業員に指示して行わせた違法な営業活動について、控訴人が監視権を発動することができないような立場にあったとは考えられない。控訴人は、月形に対して実質的な影響力がなかったかのように主張するが、アドバントレードの活動内容や組織内部の状況等についてほとんど具体的に主張立証もしておらず、控訴人の主張を認めるだけの事情はない。かえって、甲8、9によれば、アドバントレードに対する別件訴訟において、控訴人の部下であった者が提出した書面には、控訴人がアドバントレードにおいて実質的に指揮系統の一部を担っていたことが記載されており、控訴人がその主張を裏付ける立証をしない以上、同主張は認め難いといわなければならない。

また、控訴人は、後藤の説明を受けてグリッドが上場間近であることを信じていたというのであるが、当の後藤は、原審において上場に関する各種書類等を証拠として提出するといいいながら、結局それらの証拠を何ら提出していないのであって、上場の具体的可能性を裏付ける証拠は本件ではほとんど存在しない。また、後藤が控訴人らに対して説明したという内容についても、これを具体的に明らかにする証拠は提出されていない（なお、原審では後藤作成に係る回答書（乙ロ1）が証拠として提出されており、そこには上場についての想定問答が記載されているが、記載内容には具体的裏付けが付されておらず、分量もA4判の用紙1枚程度のごく簡単なものにすぎない。）。この程度の証拠しかない以上、上場間近であると信じたという控訴人の主張はにわかに採用できず、むしろ、上場間近であるという話が十分な裏付けを持たないことを認識していたか、少なくとも容易に認識し得たものと推認できる。控訴人は、上場を信じたからこそグリッドの株式を自ら購入したと主張し、証拠として同株券の写し（乙イ5）を提出するが、控訴人がこれを取得した経緯や取得額等につい

て何ら明らかでない以上、以上の認定を左右するものではない。

控訴人の立場や認識は以上のようなものであるから、控訴人としては容易にアドバントレードの違法営業について是正措置を執り得たし、またそうすべき義務があったというべきであり、当該措置を執らずに被控訴人に損害を与えた以上、被控訴人に対する関係で損害賠償義務（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律78条、同法により削除された商法266条の3第1項）を負うというべきである。

第4 結論

よって、被控訴人の請求（ただし、当審における請求減縮後のもの）を全部認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 南 敏 文

裁判官 安 藤 裕 子

裁判官 小 林 宏 司